

基本方針② 生活を支える環境の整備

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境の整備に努めていきます。また、買い物などの日常生活の支援や地域における移動手段のあり方について検討を進めていきます。

(1) 自立した生活を支える環境の整備

誰もが地域で生きいきと暮らすため、身近な人を見守り、生活をサポートする取組を地域の実情に応じて推進していきます。

また、社会的障壁を取り除くため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの活用、合理的配慮の推進等の取組を充実します。

=====

<主な取組内容>

- ◆生活応援隊事業等の推進
- ◆見守り活動の促進
- ◆買い物などの日常生活の支援や地域における移動手段のあり方の検討
- ◆公共施設等のバリアフリー化の推進
- ◆ユニバーサルデザインを取り入れた取組の充実
- ◆心のバリアフリーの理解の推進
- ◆合理的配慮に関する広報・啓発の充実

合理的配慮とは

障害者差別解消法では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。この法律を進めることで、障がいのある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えていきます。こうした機会を通じ、障がいのある人とない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味を持ちます。

「合理的配慮」の提供

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

基本方針③ 心身の健康づくりの支援

生涯を通じて心と身体の健康を保ち、生きがいを持ちながら生活を送ることができるよう、自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病予防対策を通じて健康寿命の延伸を目指します。また、家庭や学校などにおいて食に関する正しい知識や判断力を身につけられるよう支援します。

(1) 健康に対する意識の向上と取組への支援

脳血管疾患予防や自殺予防対策、食育の推進等により、いつまでも健やかに生活することができるよう啓発と支援に取り組んでいきます。

=====
<主な取組内容>

- ❖健康増進計画、データヘルス計画の推進
- ❖脳血管疾患予防プロジェクト、歯科保健推進の強化
- ❖生活習慣病予防のための健康教育、健康相談の実施
- ❖健康おだわら普及員や体育振興会と連携した地区活動やスポーツ活動等の充実
- ❖健康に対する意識の向上の取組の推進
- ❖こころの健康づくりの取組の実施
- ❖健幸ポイント事業の推進
- ❖高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ❖介護予防教室の開催等による高齢者の通いの場の充実
- ❖妊産婦健康診査の実施・乳幼児健康診査の充実
- ❖小中学校における食に関する指導の実施

基本目標4 災害時における支援体制の整備

～被害を軽減する仕組みづくり～

4 災害時における支援体制の整備

①災害時における要支援者の支援体制の整備

(1) 福祉避難所の受入体制の整備

(2) 要支援者の避難に当たっての体制整備

基本方針① 災害時における要支援者の支援体制の整備

要支援者が災害時に取り残されることなくスムーズに避難ができるように避難支援関係者と連携した支援体制について検討するとともに、介護が必要な方の福祉避難所について運営体制等を整備していきます。

(1) 福祉避難所の受入体制の整備

被災した要支援者が安心して生活を送れるよう福祉避難所の設置、運営体制の整備を進めます。

<主な取組内容>

- ◆市の施設で開設する福祉避難所の受入体制の整備と運営方法の検討
- ◆受入協定を締結している社会福祉法人等との協議により、市施設との役割分担の明確化、受入体制の整備

(2) 要支援者の避難に当たっての体制整備

要支援者一人ひとりの避難方法を定めた個別避難計画の策定方法について検討していくとともに、体制が整ったところから速やかに作成に取り組みます。

また、災害発生時の速やかな避難を行うためには、日ごろから顔の見える関係づくりが必要となるため、近所付き合いの大切さ等について広報、周知を行います。

<主な取組内容>

- ◆福祉事業者や自主防災組織等関係者との計画の作成方法等に関する協議・検討
- ◆個別避難計画作成の推進
- ◆避難訓練等の参加勧奨の実施
- ◆地域住民や福祉事業関係者の意識啓発の実施
- ◆要支援者の防災訓練への参加促進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制及び進行管理

本計画は、市の関係各課が連携し、総合的に福祉政策を実施するとともに、関係機関、専門機関等による多機関の連携と地域住民や自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域の団体、事業者など様々な関係者の協働により推進します。

また、共生社会推進本部の本部会議等を活用し、庁内横断的にその推進を図ります。

本計画の取組内容については、随時、把握に努め、その状況について適宜公表するとともに、必要に応じて、庁内関係所管の連絡会議を開催するほか、市社会福祉協議会と相互に連携し、意見交換を行い、計画の進行管理を行います。

2 成果指標

本計画の成果を客観的に評価するため、基本目標ごとに、本市の総合計画における設定目標を本計画の成果目標として掲げます。

●基本目標1 『重層的支援体制の充実』関係

重層的支援体制の整備に当たっては、相談を受け止め、支援につなげ、つながることが重要です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①多機関の連携による支援件数	5件	20件
多機関の連携による支援は、単独の相談機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズを有する事例への支援調整であり、各相談機関の個々での支援に関する経験やノウハウを多機関で共有することが対応力の向上につながります。 これまでの支援の実績を参考に、月2件程度の調整会議の実施を目標とします。		
②基幹相談支援センター 延べ相談件数	171件	600件
障がい者の生活支援は、地域の相談支援事業所のみならず、自治会、民生委員児童委員、介護保険事業所や教育関係機関などとの連携体制が大切であり、基幹相談支援センターが連携の中心的な役割を担っています。 これまでの相談の実績を参考に、これまでより幅広い相談を受けることを想定し、目標とします。		
③児童相談対応件数	299件	438件
子育て家庭が相談をしやすい状態である事、関係機関と連携が取れ、子どもの虐待に関する相談が早期にできていることを評価することができることから、児童相談対応件数の増加を目標としました。 これまでの相談の実績を参考に、より予防的に相談援助を実施し、相談件数を増やすことを目標とします。		

●基本目標2 『地域ケア力の醸成』関係

地域ケア力を醸成し、そのケア力を高めることは地域での活動に関わる人が増加し、その活動が活発になることが重要です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①民生委員・児童委員の相談件数	5,000件	5,000件
<p>民生委員児童委員は地域福祉の要であり、その活動が継続されることが必須です。複雑で複合的な課題を抱える相談者が増える中、民生委員への負担も増えていますが、地域住民に身近な存在である民生委員児童委員の相談支援は大事な活動です。 これまでの相談の実績を参考に、その相談の件数の維持を目標とします。</p>		
②高齢者の地域課題に関する検討会議の取扱件数	68件	126件
<p>多職種で高齢者の個別課題や地域課題を検討するこの会議で扱う事例数が増加することは、多様な連携体制の強化となり、地域共生社会の実現を目指すうえで重要です。 これまでの相談の実績を参考に、目標を設定します。コロナ禍で減少した件数を増加させるとともに、内容の充実を図ります。</p>		
③市民学校卒業生・修了生の担い手実践活動人数(累計)	36人	90人
<p>市民学校の目的は、地域活動の担い手育成を掲げており、卒業生及び修了生の人数が増加することは地域活動を支えるために重要です。 毎年の修了生のうち半数程度が担い手として活動を実践することを目標とします。</p>		
④ファミリー・サポート・センターの支援会員数	345人 (※令和3年度)	420人
<p>子育て環境をよりよくするためには、社会全体で支援していくことが必要です。子育て中の親への直接的な支援を行う人(支援会員)の増加は、社会全体として支援をしようとする意識の表れとなり、社会の意識形成の進捗が判断できます。 これまでの登録者の実績を参考に、コロナ禍で減少した登録者の増加を目標とします。</p>		

●基本目標3 『社会参加と自立支援の推進』関係

社会参加し、かつ、健康を維持し、いつまでも生きいきと生活することが大切です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①アクティブシニア応援ポイント事業 年間延べ参加者数	426人	3,700人
<p>高齢者がボランティアなどの様々な活動することは、他者との交流や外出、社会参加を促進し、生きがいづくりにつながります。本事業はそうした活動機会を提供するものであり、高齢者の社会参加について総合的に評価できるものです。 これまでの参加者の実績を参考に、コロナ禍で減少した参加人数の増加を目標とします。</p>		
②脳血管疾患による死亡率 (対人口10万人)	101.5人 (※平成30年)	93人
<p>本市の健康寿命の延伸という、健康増進計画の目標を考えると、他の市町と何が違うのか検討した結果、常に高い値の死亡率が脳血管疾患であったことと、その原因疾患となる、高血圧の罹患者も多いことがわかりました。そこで脳血管疾患の死亡率を下げることで、全体的な疾病予防につながるものと考えます。 実績値から毎年2人程度を減少させることを目標とします。</p>		

●基本目標4 『災害時における支援体制の整備』関係

災害時に避難行動要支援者が、速やかに避難できるようにあらかじめ避難方法を決めておくことが重要です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①個別避難計画作成数	4件	180件
<p>河川の氾濫や土砂崩れ等で家屋の倒壊等が想定される地域に居住する避難行動要支援者には、災害時の避難方法を定めた個別避難計画を優先的に作成していく必要があります。 家屋の倒壊等が想定される地域に居住する避難行動要支援者全員の個別避難計画作成を目標とします。</p>		

※基本目標4については、本計画で新たに設定したものです。

1 計画策定の経緯

検討委員会（開催時期）	内 容
第1回 （令和3年11月15日）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問書交付 ・第4期地域福祉計画の方向性と概要について ・第3期地域福祉計画の成果と課題について ・各委員のこれまでの活動を通じての福祉・地域福祉に関する考えについて
第2回 （令和4年1月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の意見交換（ワールドカフェ形式にて実施） <p>【テーマ】 小田原の地域福祉でこれから実現したいこと</p>
第3回 （令和4年5月30日）	計画の骨子について
第4回 （令和4年6月27日）	計画素案の検討
第5回 （令和4年7月11日）	計画素案の検討、確認
第6回 （令和4年7月25日）	計画素案の確認
議会報告 （令和4年7月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会前 厚生文教常任委員会に第4期小田原市地域福祉計画の素案の報告 ・パブリックコメントの実施の報告
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月8日から9月6日まで（30日間） <p>市内公共施設、ホームページ、福祉政策課窓口、市社会福祉協議会事務室窓口に配架</p>
第7回 （令和4年9月12日）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの確認 ・第4期地域福祉計画（案）の最終確認
答申 （令和4年9月26日）	市長への答申

2 小田原市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

NO	選考区分	団体名等	氏名（敬称略）
1	住民組織の代表	小田原市自治会総連合 会長 (令和4年5月から 理事)	○木村 秀昭
2	住民組織の代表	小田原市老人クラブ連合会 会長 (令和4年5月から 顧問)	大友 昭夫
3	福祉関係団体の役員	小田原市民生委員児童委員協議会 副会長	瀬戸 昌子
4	福祉関係団体の役員	小田原市地区社会福祉協議会連絡協議会 副会長	下田 成一
5	福祉事業関係者 (高齢者分野)	小田原市地域包括支援センター はくさん 管理者	青木 薫子
6	福祉事業関係者 (障がい者分野)	おだわら障がい者総合相談支援センター ほうあんホッと相談カフェ 所長	大水 健晴
7	福祉事業関係者 (子ども分野)	小田原市保育会 会長	都築 顕道
8	学識経験者	明治学院大学 社会学部 教授	◎新保 美香
9	行政関係者	小田原保健福祉事務所 保健福祉部長 令和4年3月31日まで	重松 美智子
		小田原保健福祉事務所 保健福祉部長 令和4年4月1日から	磯崎 夫美子
10	福祉活動実践者	EMPOWER Project (エンパワープロジェクト) 共同代表	飯山 智史
11	福祉活動実践者	しもふなかコンパス 代表	小林 博子
12	公募市民	——	松本 正剛

役職名は、委嘱時のものです。

◎は委員会の委員長、○は副委員長を示します。

3 小田原市地域福祉計画策定検討委員会規則

平成28年6月15日（規則第54号）

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の役員
- (3) 住民組織の役員
- (4) 公募市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とす

る。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 関連法令

地域福祉計画の策定の根拠となる社会福祉法の規定を示します。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの

(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自ら
がその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生
活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支
援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるとき
は、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなけれ
ばならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二
に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第二項に規定する母子健康包括
支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三
号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地
域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等
及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活
課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住
民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その
他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情
報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることがで
きる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者
その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、
その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各
号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するもの
とする。

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、
前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体
制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法
律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民
及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環
境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応
じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整
並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生
労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第
三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 用語説明 ※語句右()内は掲載ページ数です

【あ行】

◇アウトリーチ(21,29,30)

アウトリーチとは、直訳すると「外に手を伸ばすこと」を意味します。福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けることを言います。

◇アクティブシニア(48)

自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層をいいます。

◇アクティブシニア応援ポイント事業(48)

高齢者の社会参加と介護予防を促す事業で、60歳以上の市民が行う、市指定の介護保険施設などでのボランティア活動に対し、活動量に応じてポイントを付与し、商品を交換します。

◇SDGs(エスディーゼーズ) (1,7,39)

国連に加盟する193のすべての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標です。「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指しています。目標には、「1貧困をなくそう」「3すべての人に健康と福祉を」などがあります。

◇NPO(25,27,37,40,41)

民間非営利組織(Non Profit Organization)の略称です。志を共有する人たちが特定の分野・テーマで活動する組織であり、福祉や子育て、教育、環境問題などさまざまな社会的課題に取り組み、活動分野における専門性や、地域

の枠にとらわれず自由に考え行動する柔軟性などの特徴を持ちます。法人格を取得している組織もあります。

◇おだちん(39)

「まちのコイン」というアプリを活用し、「人と人」、「地域と人」、「地域を良くしたい思い」がつながるイベントへの参加や行動をすると、「おだちん」(小田原のポイントの単位)が得られます。もらった「おだちん」は、その地域ならではの特別な体験などに使えます。※神奈川県SDGsつながりポイント事業として、神奈川県と小田原市で実施しています。

◇おだわら市民学校(38,47)

地域資源を活用した長期的・体系的な学びの場を提供するとともに、様々な分野で活躍する担い手育成を目的として、平成30年度に開講されました。地域を知る基礎課程と、実践につながる専門課程があります。専門課程に子育て支援や福祉分野の講座があり、実践者の育成を目指しています。

【か行】

◇基幹相談支援センター(22,28,46)

地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施する、障がい者相談支援の中核的な機関です。

小田原市と箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町で共同実施しています。

◇健康おだわら普及員(44)

市民が自ら健康を守り育て、地域に根ざした

健康づくり運動ができるように、地域の核となり、行政とともに市民の健康づくりの発展、向上をめざすため、昭和 55 年に設置され、各地区自治会連合会より推薦をされたかたに委嘱しています。任期は2年です。

◇健幸ポイント(44)

日々の健康状態(体重、体温、血圧)の入力や、歩数記録アプリ連携による歩数の集計などによりポイントが付与され、獲得ポイントにより抽選でインセンティブ(Amazon ギフト券や地場産品)が当たる、健康増進及び健康管理意識を高めることを目的としたスマートフォンアプリを活用した事業です。

◇更生保護(31,32,33)

更生保護は、罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

◇更生保護女性会(32,33)

更生保護女性会は、地域社会において犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある青少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。全国で約15万人おり、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、本市の場合では、更生施設・矯正施設への訪問やリサイクルなどの各種ボランティア活動のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。会の趣旨に賛同する女性であれ

ば、どなたでも参加できます。

◇更生保護法人報徳更生寮(32,33)

保護観察所からの委託を受けて、罪を犯した人等の中で更生の意欲が認められる人などを宿泊保護し、必要な指導や援護を行うことにより、その更生を促して社会復帰を援助しています。

◇更生保護ボランティア(32,33)

保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動は、国の機関だけでは十分な効果を挙げるのが困難であり、保護司や更生保護法人、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主などの更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、それぞれの特性をいかし更生保護諸活動に積極的に参加しています。

◇合理的配慮(43)

平成 18 年(2006 年)に国連で採択された障害者権利条約では、「『合理的配慮』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と述べられています。簡単に説明すると、障がい者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことです。

令和3年(2021年)5月時点の障害者差別解消法では、合理的配慮は、国や自治体などは法的義務、民間企業・事業者は努力義務とされていますが、令和3年6月に改正 障害者差別解消法が成立し、民間事業者の合理的配慮提供が法的に義務化され、公布から3年以内に施行されます。

◇子育て世代包括支援センター「はっぴい」 (22,26,27,28)

妊娠届出時の面談を入り口として、妊娠や出産、出産後の育児に関する必要な情報を伝え、切れ目なく継続した支援をしています。相談は母子保健相談支援専門員(助産師等)や保健師等の専門職が相談に当たっています。

市保健センターのほか、おだわら子ども若者教育支援センター(久野)に分室があります。

◇子ども食堂(37,41)

子どもやその親、地域住民等に無料又は低価格で食事や、コミュニティの場を提供する社会活動のことで、近年は、食事の提供だけでなく、子どもの学習支援や多様なイベントを開くなど、食堂機能以外も提供するところも増えています。

◇子ども若者教育支援センター「はーもにー」 (22,26,27)

妊娠期から、乳幼児期、学齢期、青壮年期における相談、支援機能を集約した施設です。

施設内では、子ども若者相談、教育相談、児童発達支援事業所、教育相談指導学級、中学校通級指導教室などを実施しています。

◇個別避難計画(23,45,48)

高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。

【さ行】

◇自殺予防ゲートキーパー(38)

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ること

ができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

◇自主防災組織(45)

地域社会の中で防災という共通の目的を持って結成されている組織です。

◇市民後見人(22,36)

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた家庭裁判所から選任された第三者後見人のことをいいます。

◇社会福祉協議会(7,21,26,27,40,46)

社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織で、行政や関係機関などと連携して、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民参加の援助、調査・普及・宣伝・連絡調整及び助成などを行っています。

◇社会を明るくする運動(33,34)

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

◇重層的支援(3,24,25,28,29,46)

令和3年4月の社会福祉法の一部改正により、重層的支援体制整備事業が新設されました。これは、既存の相談支援の取組を活かしつつ、高齢者、障がい者といった属性や世代を問わず、複合化・複雑化した課題に対する支援ニーズに

対応するためのもので、包括的な支援体制の構築を目指しています。

◇就労準備支援(42)

「仕事がなかなか見つからなくて自信がない」、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションが上手くとれない」など、すぐに就労が難しい人には、ボランティア活動や就労体験等を通じて、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や日中活動の機会の提供を行います。

◇障害者差別解消法(35,43)

障がいや理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し平成 28 年に制定されました。国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止するとともに、それを社会において実効的に推進するための基本方針や指針の策定等の措置や、相談・紛争解決の体制整備等の国や地方公共団体における支援措置について定めています。

◇障がい者支援センターぽけっと(42)

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と県 から事業を委託された法人が運営しています。

一般企業で働きたい障がい者等や、障がい者の雇用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業への相談・支援を行っています。

◇障がい者総合相談支援センター「クローバー」(21,26,27,28)

障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談窓口です。

小田原市と箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町で共同実施しています。

◇食育(しょくいく)(6,44)

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

◇生活応援隊(14,26,43)

地域の高齢者等を対象に、介護保険制度に該当しないような日常生活での些細な困りごとに対応する有償ボランティアによるサービス事業です。現在、7地区で実施しています。

◇成年後見制度(4,6,22,23,25,28,35,36)

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が、契約などの法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて、補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度です。

【た行】

◇地域共生社会(ケアタウン)推進事業(14,21)

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている方々に対し、制度的な枠組みを越えて支援を行うため、市内各地区(26 地区連合自治会)が市と協定を結び、人材・担い手の育成、相談・交流の場の確保、交流の仕組みづくり、情報提供の充実などを実施しています。

令和元年度までに全 26 地区と協定を締結しました。

◇地域コミュニティ組織(26)

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心に、地域内の様々な関係主体が参加する、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織です。

本市では自治会連合単位 26 地区に存在し、まちづくり委員会等、地区にあった名称がそれぞれつけられています。

◇地域福祉相談支援員(21,26,29,30)

福祉ニーズが複雑化している中、市内では多くの機関や事業者、団体などがさまざまなサービスを展開しています。地域の福祉活動の課題解決をサポートし、支援を必要とする人とそれを提供する人、または支援する人同士をつなぐコーディネーター役となるのが、地域福祉相談支援員です。

◇地域別計画(4,6)

地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指して、地区自治会連合会の区域を単位とし策定した計画です。策定プロセスでは、地域のまちづくりについて検討する組織を設置し、地域住民自らの手によって作業が行われました。

◇地域包括ケアシステム(1)

高齢者の尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供する体制のことであります。

◇地域包括支援センター(12,21)

地域における高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核的機関であり、主に介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの機能を持ちます。センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員(ケアマネジャー)等の専門職が配置され、専門性を活かして相互連携しながら業務に当たっています。

◇地区社会福祉協議会(21,26,27,37,46)

住民自身が、自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的に捉え、問題の解決に向けて一人ひとりが安心して暮らすことができる住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組むため、市内には自治会連合会単位に 26 の地区社会福祉協議会があります。

◇中間的就労(21,42)

生活保護利用者やその他就労に係る支援を必要とする人に対し、軽作業や体験、ボランティア等の機会を含む就労の機会を提供し、当該利用者等の自立を支援していきます。

◇データヘルス計画(44)

国民健康保険の被保険者の健康寿命の延伸をめざし、特定健康診査、特定保健指導の目標を掲げ、健康状態や医療費等の分析から、一人ひとりの健康状態に合わせた保健事業を効果的、効率的に実施していくための計画です。

【な行】

◇認知症カフェ(41)

認知症の本人と家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のことです。

◇認知症サポーター(38)

「認知症サポーター養成講座」を受講することにより、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことです。

◇脳血管疾患予防プロジェクト(44)

平成 24 年度に策定した健康増進計画の基本目標「健康寿命の延伸」を達成するため、重点的に取り組む2つの事業うちの1つであります。本市は県内でも脳血管疾患の死亡率が高いという健康課題があり、その解消のために掲げられたものです。

◇農福連携(42)

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。

農業は、作業の種類が多く、その内容も異なりますが、それらを切り分けることで、障がい者がそれぞれの能力に応じた作業を行い、複数の障がい者が一つのチームとなって農作業に取り組むことが可能です。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

◇ノーマライゼーション(35)

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通に生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが自然な状態であるという考え方です。福祉の最も重要な理念です。

【は行】

◇8050問題(23)

収入のない 50 代の子と 80 代の親の世帯が、介護、健康、経済困窮などの問題が複合化し、日常生活が追い詰められるまで表面化しない社会的孤立のことです。

◇バリアフリー・心のバリアフリー(22,43)

バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすことです。私たちの周りには、障がいのある人が使いやすいように、ハード面のバリアフリー化が様々な場面で広がってきました。

しかし、バリアフリーの設備を整備するだけでは、社会のバリアはなくなりません。人に対する無関心や誤解、何気なく行っている行動や発言などが意識上のバリアをつくってしまうことがあります。意識上のバリアをなくすためには、「心のバリアフリー」を広げることが大切です。

「心のバリアフリー」とは、障がいの有無にかかわらず、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし、継続することが必要です。

◇バリアフリー型風水害避難場所(22)

身体的な理由で垂直避難(2階など高い場所への避難)ができない方と、その付添や介助に当たる方を対象とした避難場所です。

◇伴走型支援(3,29)

生きづらさの背景が明らかでない場合や複合的な課題を抱えた人に対し、暮らし全体とライフステージの変化に合わせて継続的につながり関わり合いながら支援することをいいます。

◇ひきこもり(29)

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出を行っている場合を含む)を示す現象概念のことで。

◇BBS会(32,33)

BBS(Big Brothers and Sisters Movementの略)は、様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

◇避難行動要支援者(22,23,48)

災害時要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人をいいます。

◇ファミリー・サポート・センター(47)

乳幼児から小学生までの子どもの送迎や一

時預かり、産前産後期における家事など、育児支援を受けたい人と支援ができる人が会員となり、助け合う制度です。センターのアドバイザーが、支援内容や居住地などに応じて支援活動の調整を行います。

◇福祉避難所(25,45)

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

◇福祉まるごと相談窓口(13,21,26,27,28)

属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関等との連携により必要な支援に結びつけています。また、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関の協働により各機関の役割や支援の方向性を協議し、包括的な支援を行います。

◇保護司(32,33)

罪を犯した人や非行のある青少年の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

保護司は、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、罪を犯した人や非行をした人が矯正施設から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

【ま行】

◇民生委員児童委員

(14,15,19,20,21,25,26,27,29,37,40,41,46,47)

民生委員法及び児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が委嘱するボランティアとして、地域住民の立場に立って、住民の暮らしを支援する人です（高齢者介護や健康・医療に関する相談、福祉サービスの紹介など）。全ての民生委員は、児童委員を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。主任児童委員という主に子どもに関する支援活動を行う委員もいます。

要支援は、その状態の軽減・悪化防止に特に役立つ支援を必要とする状態、あるいは継続して日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに支障がある状態のことです。

要介護は、身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部又は一部について常時介護を要すると見込まれる状態のことです。

◇要保護児童対策地域協議会(29)

要保護児童等（虐待を受けていたり、保護者への支援が特に必要な児童など）への適切な支援を行うため、関係機関で構成される協議会で、必要な情報の交換を行うと共に支援の内容に関する協議などを行います。

【や行】

◇ヤングケアラー(23,29,30)

家族にケア（介護・介助）を要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介助、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。令和2年度に実施した国の調査では、中学2年生の5.7%が世話をしている家族が「いる」と回答しています。

◇ユニバーサルデザイン(43)

高齢者や障がい者のため特別に仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた製品、建物、環境デザインのことです。

◇要支援・要介護認定者(9,10)

介護保険制度の要介護認定において、継続して常時介護の必要性があると認定された人のことです。

第4期小田原市地域福祉計画

令和4年（2022年）10月

発行 小田原市
編集 小田原市福祉健康部福祉政策課
電話 0465-33-1861
FAX 0465-33-1849